

京都市教育委員会教育長訓令甲第4号

事務局

学校

幼稚園

教育機関

京都市教育委員会事務局教育次長等代決規程の一部を次のように改正する。

平成19年1月18日

京都市教育委員会

教育長 門川大作

第3条第1項中「部長」の右に「，京都まなびの街 生き方探究館長」を加え，同条第2項中「指導部長」の右に「，京都まなびの街 生き方探究館長」を加え，「，スチューデントシティ・ファイナンスパーク開設準備室長」を削り，「又は情報化推進総合センター所長」を「，情報化推進総合センター所長又は企画推進室長」に改め，同条第14項中「スチューデントシティ・ファイナンスパーク開設準備室長，」を削り，「又は地域教育専門主事室長」を「，地域教育専門主事室長又は企画推進室長」に改める。

別表部長，体育健康教育室長，総合教育センター所長，教育相談総合センター所長，子育て支援総合センターこどもみらい館長，生涯学習総合センター所長，中央図書館長，伏見中央図書館長，醍醐中央図書館長，学校歴史博物館長，青少年科学センター所長及び野外活動施設花背山の家所長の項中「部長」の右に「，京都まなびの街 生き方探究館長」を加える。

別表課長（体育健康教育室の子ども安全課長等及び生涯学習部の生涯学習推進課長等を除く。），教育環境整備室長，スチューデントシティ・ファイナンスパーク開設準備室長，下京中学校教育企画推進室長，工業高校改革推進室長，音楽高校改革推進・建設室長，教員養成支援室長，地域教育専門主事室長，情報化推進総合センター所長，総合

教育センターカリキュラム開発支援センター長，総合教育センター下京中学校開設準備室長，教育相談総合センターカウンセリングセンター長，教育相談総合センターふれあいの杜館長，生涯学習総合センターの分館の館長，右京中央図書館開設準備室長並びに中央図書館の分館及び久世ふれあいセンター図書館（久世ふれあいセンター条例第1条第2項第2号に定める図書施設のことをいう。）の館長の項中「，スチューデントシティ・ファイナンスパーク開設準備室長」を削り，「情報化推進総合センター所長」の右に「，企画推進室長」を加える。

別表生徒指導課長の項の次に次の1項を加える。

企画推進室長	(1)京都まなびの街 生き方探究館の使用に関する事。 (2)京都まなびの街 生き方探究館内の取締り及び管理に関する事。
--------	--

附 則

この訓令は，平成19年1月19日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)